



平成 28 年 4 月号 (第 239 号)



愛知県環境部の新年度の主要事業 ..... P.2~8  
平成 28 年度の主要事業を御紹介します。



他にも 環境情報が満載 ..... P.9~12



流域モニタリング一斉調査を実施  
します



「あいち環境塾」の塾生を募集します  
(チームディスカッションの様子)



～アカハライモリ渥美種族～

指定希少野生動植物種を 2 種追加しました



～ヤチャナギ～



いらごさららパークの希少種エリア  
を一部供用開始しました



エコアクションを  
はじめよう！つづけよう！つなげよう！

<http://aichi-eco.com>



## 環境部の重点施策と予算

平成 28 年度は、次に掲げる重点施策を中心に、様々な取組の積極的な展開を図ります。

### ○「環境首都あいち」を支える人づくりの推進 40,841 千円

未来の環境活動の担い手となる大学生を対象とした「人づくり」を進めるため、平成27年度に設立した「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」を大幅に拡充するとともに、経済界や教育機関・自治体等、多様な主体による支援組織を設立し、地域全体で研究所の取組を推進する仕組みを構築します。

また、県民一人一人の省資源・省エネといった環境配慮行動「エコアクション」を促進する取組として、県民参加型のイベントの開催や、AELネットを活用したスタンプラリーを実施します。

さらに、インタープリターによる自然体感プログラムを「子育て」や「学び」の場に取り入れた、未就学児童等に対する環境学習事業を実施します。

### ○ 地球温暖化対策の推進 1,236,990 千円

「あいち地球温暖化防止戦略2020」に基づく取組を進めます。昨年12月にCOP21で日本政府が約束した温室効果ガス削減目標を受け、新たな戦略の策定に向け、検討を開始します。

住宅用地球温暖化対策設備の設置補助を行う市町村に対し補助を実施します。補助対象について、従来対象としていた戸建住宅に集合住宅を加え、さらに設置促進を図ります。

電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) を始めとする次世代自動車の普及促進に向け、中小企業等の事業者に対する導入経費の助成を実施します。さらに、EV・PHVの普及に必要な不可欠な充電インフラについて、引き続き、整備を促進します。

また、未利用エネルギーを活用することで、製造

時に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を排出しない水素 (H<sub>2</sub>) を、県内各地で製造し、複数の拠点へ供給する低炭素水素サプライチェーンの構築・事業化に向けた検討を行います。

### ○三河湾の環境再生 12,620 千円

「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾の環境再生に向けた取組を進めます。

三河湾大感謝祭、三河湾環境学習会、集客施設等における PR 活動などを、昨年 6 月に設立した「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働して行うとともに、新たに干潟の保全体験を盛り込んだ三河湾環境再生体験会を開催します。

また、三河湾の水質浄化の取組を推進するため、市町村、NPO 等の環境活動への支援を行います。

### ○ 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合 (仮称) 協働事業の実施 30,081 千円

COP10 で採択された世界共通の生物多様性保全の目標である「愛知目標」の達成に向け、先進的に取り組む海外の州・県レベルの自治体と国際先進広域自治体連合 (仮称) を立ち上げ、12 月にメキシコ・カンクンで開催される COP13 において、世界の生物多様性保全の取組を促す共同アピールを行います。

### ○ 「新・あいちエコタウンプランの推進」

354,983 千円

「新・あいちエコタウンプラン」が目標年度を迎えるため、従来の物質循環に加え、未利用エネルギーの活用を図る「資源循環高度化計画 (仮称)」の策定に取り組みます。

また、産学行政の連携拠点である「あいち資源循環推進センター」を核として、「循環ビジネス創出コーディネーター」とともに、循環ビジネスの創出・発掘・事業化等への支援を行います。

環境政策課 予算・経理グループ  
電話 052-954-6239 (ダイヤルイン)

## 環境政策課の主要事業

### 1 第4次愛知県環境基本計画の推進

愛知県では、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しています。

現在では、平成26年5月に策定した「第4次愛知県環境基本計画」の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』の実現に向け、「安全・安心の確保」「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を進めるとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進します。

### 2 持続可能な未来のあいちの担い手育成事業

未来の環境活動の担い手となる大学生を対象とした「人づくり」を進めるため、平成27年度に設立した「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」をより充実させるとともに、研究所を核として、企業・大学・NPO・自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で「環境首都あいち」を担う「人づくり」を推進します。

かがやけ☆あいちサスティナ研究所では、大学生を研究員にして、先進的な環境に関する取組を実施する企業等と連携して次世代の環境リーダーを育成するとともに、学生間・大学間のネットワーク化を図るため、交流シンポジウムを開催していきます。

### 3 環境白書の作成

環境基本条例第7条に基づき、県の環境の状況及び環境の保全の施策について、県民に広く周知するとともに県議会に報告することを目的として環境白書を作成します。

### 4 環境審議会

学識者などの委員等で構成する愛知県環境審議会を設置し、環境の保全に関する基本的事項等を調査審議します。

### 5 公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場であつせん、調停等を行うため、弁護士、学識者で構成する愛知県公害審査会を設置し、公害紛争の迅速かつ適正な処理にあたります。

### 6 公害健康被害者の救済

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている公害健康被害者に対して、療養の給付及び療養費、障害補償費等の6種類の補償給付を行うとともに、転地療養などの公害保健福祉事業を実施します。

### 7 公害防除施設の整備等に係る融資制度

中小企業者の公害防除対策を促進するため、産業労働部が所管する「経済環境適応資金（パワーアップ資金）」のメニューの一つである公害防除施設等の整備資金の融資に対し、計画の認定及び利子補給を行います。

〈融資限度額、利子補給率等〉

区分	公害防除施設	工場移転
融資限度額	1億5,000万円	
融資期間・利率	5年 年1.6%【実質年0.64%】 7年 年1.7%【実質年0.68%】 10年 年1.8%【実質年0.72%】	
利子補給率	支払利子額の60% (ただし融資額5,000万円を上限として利子補給を行う。)	支払利子額の60% (ただし融資額7,000万円を上限として利子補給を行う。)

### 8 環境調査センターの建替え

老朽化した環境調査センターについては、PFI方式による整備を進めています。新施設は、「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とし、今年度は、PFI事業者を選定し、実施設計等を行います。



新施設のイメージ

環境政策課 総務・人事グループ  
電話 052-954-6207 (ダイヤルイン)

## 環境活動推進課の主要事業

### 1 環境配慮行動の推進

愛知県は、県自らの事務事業における環境負荷の低減を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムを適切に運用し、「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）（平成28年2月改定）」に基づく省エネ・省資源の取組や、環境に配慮した物品・サービスの購入（グリーン購入）などを推進します。

また、グリーン購入の普及と定着を図るため、行政と事業者が協働して啓発キャンペーンを実施し、消費者に対してPRします。

### 2 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

「あいち森と緑づくり税」を活用して、市町村やNPO等が自発的に行う森や緑の保全活動や環境学習の実施に必要な経費を支援します。

また、環境活動の実施に必要な安全対策等の知識やノウハウを身に付けるための講習会を実施します。

### 3 環境学習の推進

「愛知県環境学習等行動計画」（平成25年2月策定）に基づき、「あいち環境学習プラザ」（東大手庁舎）や「もりの<sup>まなびや</sup>学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点として環境学習事業を実施します。

具体的には、体験型の環境学習講座、一年を通じて自然や環境の大切さを学ぶ「もりの学舎キッズクラブ」、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成・配付、環境学習に関する相談を受けて講師の紹介や学習内容の調整等を行う環境学習コーディネート事業等を実施します。

### 4 あいちエコアクションの推進

県民の皆さんに、省エネ・省資源などの環境負荷を減らすエコアクションを促進するため、6月下旬から2月下旬にかけて、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AEL<sup>あえる</sup>ネット）による環境学習スタンプラリーを実施するとともに、11月に県民参加型のイベントを開催します。

### 5 未就学児童への自然体感型環境学習の推進

昨年10月に開催した「インタープリター愛・地球ミーティング」を受け、インタープリター（森の案内

人）による自然体感プログラムを「子育て」や「学びの場」に取り入れることにより、持続可能なあいちの未来の担い手育成を目指すため、「もりの学舎」を拠点に、未就学児童等に対して自然体験を通じた環境学習事業を実施します。

また、幼児教育に携わる幼稚園教諭等に自然の大切さを理解し、自然体感プログラムを実施するノウハウを身につける研修や、インタープリターの養成研修を実施します。

### 6 環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業については、環境影響評価制度により、事業者に対し事前の環境配慮を求めています。

引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めます。

### 7 化学物質に係る環境リスク対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の排出量、移動量及び取扱量を集計し、その結果を公表します。

また、県民の化学物質への理解を深め、事業者の取組の促進を図るため、化学物質に関するセミナーの開催やWebページでの情報発信等様々な普及啓発を行います。

### 8 ダイオキシン類対策の実施

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象事業場に対する立入検査を行い、排出基準の遵守等の指導を行うとともに、大気、公共用水域（河川・海域等）、地下水及び土壌の環境調査を行い、その結果を公表します。

### 9 環境放射能測定の実施

県環境調査センターを始め県内5か所に設置したモニタリングポストで大気環境中の放射線量の測定を行います。また、県環境調査センターに設置したゲルマニウム半導体検出器を用いて、雨や粒子等の降下物などに含まれる放射能濃度を測定します。

これらの測定結果は、Webページ等で速やかに公表します。

（環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ  
電話 052-954-6241(ダイヤル)

## 大気環境課の主要事業

地球温暖化対策室を含む

### 1 大気汚染物質対策

大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づき、大気汚染の原因となっている工場・事業場からのばい煙や粉じんの排出抑制、揮発性有機化合物（VOC）の排出規制、有害大気汚染物質の対策等を行います。

また、規制対象となるアスベスト使用建築物の解体等作業場の立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認するなど、アスベスト粉じんの飛散防止の徹底を図ります。

### 2 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行います。その結果は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の結果とともに、毎時の測定値を Web ページで情報提供していきます。

また、大気汚染は、気象条件その他の影響で急激に悪化し、人の健康に影響が生じるおそれがあります。そのため、汚染の程度により、光化学スモッグ注意報や PM<sub>2.5</sub> に係る注意喚起情報などを発令して、その状況を住民にお知らせし、屋外での活動を控えていただくなどの対応を呼びかけます。

さらに、PM<sub>2.5</sub> の成分分析や有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いと考えられるベンゼン等 21 物質のモニタリングを引き続き実施していきます。

### 3 騒音・振動・悪臭対策

騒音、振動及び悪臭について市町村が行う事業者への規制指導を支援していきます。

### 4 地球環境対策

#### (1) 地球温暖化対策

「あいち地球温暖化防止戦略 2020」に基づき、地球温暖化対策の取組を推進していきます。

市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備の設置に対し補助を行います。なお、今年度からは県内世帯の約半数が

居住する集合住宅についても補助を行います。

また、国の補助金を受けて設立した、再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、防災拠点に太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーを導入する市町村に対して補助を行います。

他にも、中小企業等を対象とした省エネアドバイスを行うとともに、県民の皆さんへの啓発活動として、小学校中学年・高学年及び一般向け「ストップ温暖化教室」や「緑のカーテンコンテスト」、「わが家の省エネ&CO<sub>2</sub>ダイエット作戦」等を行います。

さらに、COP21 で国が 2030 年度までの新たな温室効果ガス削減目標を示しており、本県としても、あいち地球温暖化防止戦略 2020 に替わる新たな戦略の策定に向け、検討を開始します。

#### (2) オゾン層保護対策

フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類を充填・回収する事業者に対し、立入検査の実施や基準の遵守等の指導をすることで、フロン類の大気中への排出抑制を図り、オゾン層保護対策や地球温暖化対策を推進していきます。

### 5 自動車環境対策

「あいち自動車環境戦略 2020」に基づき、総合的な自動車環境対策を推進します。

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を始めとする次世代自動車の普及に向けて、これらを導入する中小企業等の事業者に対する補助や、公用車への率先導入を行います。なお、県税である自動車税の課税免除も引き続き実施します。また、EV・PHV については、「あいち EV・PHV 普及ネットワーク」の参加者と協働してその普及に取り組むとともに、引き続き、充電インフラの整備を促進します。

### 6 低炭素水素サプライチェーンの構築・事業化検討

廃棄物処理施設の廃熱などの未利用エネルギーを活用することで、製造時に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出しない水素（H<sub>2</sub>）を県内各地で製造し、複数の拠点へ供給する低炭素水素サプライチェーンの構築・事業化に向けて、産・学・行政で検討を行います。

大気環境課 調整・生活環境グループ  
電話 052-954-6214（ダイヤルイン）

## 水地盤環境課の主要事業

### 1 三河湾環境再生プロジェクト

愛知県は、三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、県民の皆さん、NPO 等団体、市町村と一体となって、「三河湾環境再生プロジェクト-よみがえれ！生きものの里“三河湾”-」を引き続き推進します。具体的には、昨年6月に設立した三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携・協働し、三河湾大感謝祭、三河湾環境学習会などを実施するとともに、市町村・NPO 等が行う環境活動への支援などを継続します。また今年度は新たに、干潟の生きもの観察に保全体験を盛り込んだ三河湾環境再生体験会を開催するなど、取組の充実を図ります。

### 2 健全な水循環再生の推進

都市化の進展や手入れの行き届かない森林の増加などにより、地盤の雨水浸透機能や地下水の涵養機能が低下するなど自然本来の水循環が変化し、河川流量の減少、水質汚濁、生物の生息空間の減少等の問題が生じています。

これらの課題の解決のため、尾張、西三河、東三河の自治体や民間団体等で構成する水循環再生地域協議会ごとに策定した「水循環再生地域行動計画」に掲げた取組を推進するとともに、県民参加による「流域モニタリング一斉調査」を全県的に行うなど、地域・流域が一体となった健全な水循環再生に向けた取組を進めます。

### 3 公共用水域及び地下水の常時監視の実施

水質汚濁防止法に基づき作成した水質測定計画により、公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の常時監視を引き続き実施していきます。

公共用水域では、本県、国土交通省、政令市の計8機関が県内146地点で実施します。このうち本県は河川44地点、湖沼2地点、海域32地点の計78地点で実施し、環境基準の達成状況など水質汚濁の実態を把握します。

地下水の常時監視は8機関が計288地点で実施します。このうち県は120地点で実施し、環境基準の達成状況等、地下水質の状況を把握します。また、汚染が判明した場合は周辺調査を実施し、汚染原因

や汚染範囲の把握に努めます。

### 4 水質・土壌・地下水汚染対策の実施

水質汚濁対策については、水質汚濁防止法に基づき工場・事業場に対し排出水等の規制・指導を実施します。また、土壌・地下水汚染対策については、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法の地下水汚染未然防止規定に基づき、工場・事業場等に対し、有害物質の地下への浸透防止及び適正な土壌汚染状況調査の実施等の指導を実施します。

### 5 生活排水対策の推進

生活排水は、河川や海の水質汚濁の大きな原因となっていることから、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき策定した「生活排水対策に関する基本方針」により啓発を行うとともに、子どもたちを対象とした水質パトロール隊事業を実施します。

また、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵では、流入する汚濁負荷量の約71%を生活排水が占めていることから、県と碧南市、安城市、西尾市、高浜市の周辺4市で組織する「油ヶ淵水質浄化促進協議会」で総合調整を図りながら水環境改善事業を推進するとともに、市民団体等と協働して油ヶ淵や流域河川等の水環境モニタリングを行い、調査結果をWebサイト「油ヶ淵電子図書館」で発信します。

浄化槽については、浄化槽管理者等に対し、法定検査の受検など適正な維持管理の指導・啓発を行います。このほか、し尿を含む生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置促進のための補助事業を実施します。

### 6 地盤沈下対策の推進

地盤沈下は地下水の過剰な揚水によって発生し、一旦発生するとほとんど元に戻らない不可逆的な現象です。地盤沈下の進行は、高潮・洪水などの自然災害の危険性を高めます。このため、地下水揚水規制や地下水利用者への節水などの働きかけ等の防止対策を実施するとともに、水準測量による地盤沈下の調査や県内31か所の地盤沈下観測所における地下水位常時観測等の監視を実施し、公表します。

〔 水地盤環境課 三河湾環境再生グループ  
電話 052-954-6219 (ダイヤルイン) 〕

## 自然環境課の主要事業

### 1 あいち生物多様性戦略 2020 の推進

「人と自然が共生するあいち」の実現を目指し、県民、企業、大学、NPO、市町村等の多様な主体のコラボレーション(協働)による里山整備やビオトープの創出など、自然環境の保全・再生の取組の県内展開を図ります。

### 2 生態系ネットワークの形成

開発等によって分断された自然を緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する「生態系ネットワークの形成」を推進します。

このため、県内9地域で多様な主体の参加による生態系ネットワーク協議会を設立し、生態系ネットワーク形成の取組を県全域にするとともに、協議会の優れた取組成果を相互に伝達・共有化することで、協議会の活性化と県全体としてのネットワーク形成の促進を図ります。さらに「あいち森と緑づくり税」を活用した交付金事業により、取組を推進します。

生態系ネットワーク形成を進めるため、開発等により失われる自然環境を開発区域内外で代償する「あいちミティゲーション」を組み合わせた本県独自の取組である「あいち方式」を推進します。

### 3 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合(仮称)協働事業の実施

COP10で採択された世界の生物多様性保全目標「愛知目標」の達成に向け、先進的に取り組む海外の州・県レベルの自治体と連携・協働し、12月にメキシコ・カンクンで開催されるCOP13において、サイドイベントを開催し、本県の取組を世界に発信するとともに、世界の生物多様性の取組を促す共同アピールを行います。

### 4 国連生物多様性の10年関連事業の実施

「国連生物多様性の10年」に当たり、生物多様性に取り組む自治体のネットワークの幹事自治体として全国の自治体を先導するとともに、県内市町村向けに「生物多様性地域戦略策定セミナー」を開催します。

### 5 東三河地域における自然再生の推進

「ほの国」東三河において、豊かな自然の魅力を

発信する人材を育成し、その人材を活用したイベント等を開催することにより、自然環境の保全・再生の取組を一層推進します。

### 6 希少野生動植物の保護

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した希少野生動植物種及びその生息地等保護区の規制・監視やその他の絶滅危惧種の生息生育地の保全等を進めるとともに、県民への普及啓発を行います。

### 7 外来種(移入種)対策

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、本県の生態系に支障を及ぼすおそれがある外来種(移入種、人為的に移入された動植物種)等について、普及啓発を行い、地域の駆除活動を促します。

### 8 自然公園の保護と利用

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園の保護を図るため、工作物の設置等の各種行為を適切に規制するとともに、自然公園の適正な利用増進に努めます。また、社会情勢等の変化に応じて、順次、自然公園の区域等の見直しを進めます。さらに、東海自然歩道や県営の自然公園施設について、県民の皆さんが安全で快適に利用できるよう管理運営を行い、伊良湖休暇村公園においては引き続き「自然の再生」をテーマとした再整備を実施します。

### 9 自然環境保全地域の保全

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然公園区域外に残されている優れた天然林、動植物の自生地等の貴重な自然環境を有する自然環境保全地域の保全を図ります。

### 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定、野生鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発事業などを実施するとともに、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許、狩猟等に関する指導・取締りなど、狩猟行政に係る事務を行います。

〔自然環境課 調整・施設・自然公園グループ〕  
電話 052-954-6227 (ダイヤルイン)〕

## 資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

### 1 廃棄物処理計画の推進

環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、平成24年3月に策定した廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)で掲げた廃棄物の減量化及び再資源化の目標の達成に向け、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の促進を始めとする各種施策を推進します。

また、平成29年度からの新たな廃棄物処理計画の策定を行います。

### 2 3Rの推進

#### (1) 「新・あいちエコタウンプラン」の推進

産学行政の連携拠点として設置している「あいち資源循環推進センター」を核として、民間から派遣された「循環ビジネス創出コーディネーター」とともに、循環ビジネスの創出・発掘・事業化等への支援を行います。具体的には、ビジネス発表・ビジネスマッチングの場を提供する「循環ビジネス創出会議の開催」、先導的・効果的なリサイクル事業を行うための「施設整備等に対する補助」(平成28年度からは、資源循環に係る事業化検討に対する補助を300万円から500万円に引き上げ)、企業・団体等の資源循環や環境負荷低減に関する優れた事業や活動を表彰する「愛知環境賞」、持続可能な社会づくりに向けた人材を育成する「あいち環境塾」、中小企業の3R製品・省エネ技術の宣伝普及に資する「大型展示会への出展支援」などを行います。

また、「新・あいちエコタウンプラン」が平成28年度で目標年度を迎えるため、従来の物質循環の考え方に、新たにエネルギー循環の考え方を取り入れた「(仮称)資源循環高度化計画」の策定に取り組みます。

#### (2) 一般廃棄物の減量化・再資源化の推進

消費者団体、事業者団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において、連携協力して3Rの普及・啓発を行います。

#### (3) 各種リサイクル法等の推進

小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく取組を促進するため、普及・啓発や、指導・監視等を行います。

### 3 廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物

##### 7 一般廃棄物処理施設の指導

市町村の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備、維持管理のための技術的援助等を行います。

##### イ 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害後の早期復旧、復興に寄与するため、災害廃棄物の広域的な処理体制を盛り込んだ「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定します。

#### (2) 産業廃棄物

##### 7 規制指導

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可に当たり厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施し、指導・監視を行います。

##### イ 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、法令による立入検査や民間業者によるパトロールに加え、防災ヘリコプターやドローンにより、上空からの監視を強化します。

##### ウ 事業者指導

産業廃棄物管理票(マニフェスト)による廃棄物の移動管理の透明性の向上を目的とした、電子マニフェストの普及を促進します。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品等の環境安全性を確認します。

##### エ 産業廃棄物処理業者の優良化推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択できるよう講習会等により優良業者の育成を推進します。

#### (3) PCB 廃棄物

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成27年6月改訂)に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進します。

資源循環推進課 調整・広域処分グループ  
電話 052-954-6231 (ダイヤルイン)

# 平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査結果について

愛知県では、平成26年度における市町村及び一部事務組合による一般廃棄物（以下、「ごみ」という。）処理事業実態調査の結果を取りまとめました。

## 1 ごみの排出・資源化状況（対前年度実績値比較）

ごみの総排出量を始め4項目で前年度に比べ改善が見られ、量が減少しました（表1）。長期的には減少していますが、近年は横ばい傾向にあります（図1）。リサイクル率は長期的に見ると、平成22年度までは上昇していましたが、近年は減少傾向にあります（図2）。

表1 ごみの排出・資源化状況

項目	平成26年度 実績値	平成25年度 実績値	前年度 比
ごみの総排出量(千t)	2,551	2,572	0.8%減
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	934	940	0.6%減
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量(g/人・日) <sup>※1</sup>	760	762	0.3%減
処理しなければならない生活系ごみの一人一日当たりの量(g/人・日) <sup>※2</sup>	535	今回の調査から追加	
最終処分量(千t)	213	215	0.9%減
リサイクル率	22.3	22.7	0.4ポイント減

※1「処理しなければならないごみの量」とは、「ごみの総排出量」から再資源化を目的として回収された古紙や空き缶などを除いた量をいう。

※2「処理しなければならない生活系ごみの量」とは、家庭からの処理しなければならないごみの排出量を示すもので、「処理しなければならないごみの量」から事業活動に伴って発生したごみ量を除いた量をいう。

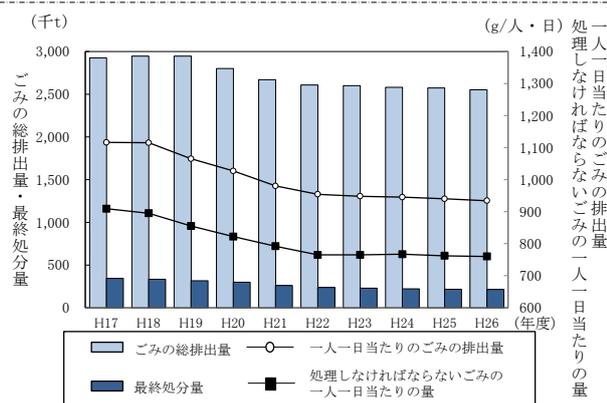


図1 ごみの総排出量、最終処分量等の推移

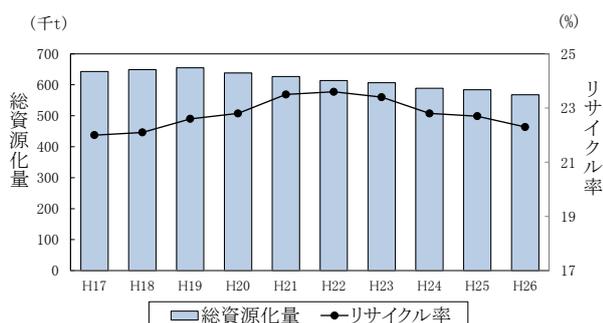


図2 総資源化量とリサイクル率の推移

## 2 市町村ごとの状況

県内で一人一日当たりのごみ排出量が最も少ない市町村は、人口10万人以上では江南市（772g/人・日）、人口10万人未満では幸田町（698g/人・日）でした（県内平均934g/人・日、全国平均947g/人・日）。なお、全市町村の主な指標に加え、今回の調査からそれぞれの順位をつけた一覧表を公表しました（下記Webページ参照）。

## 3 ごみ処理経費

県内のごみ処理に要した経費の総額（処理・維持管理費及び建設改良費等の合計）は約1,029億円であり、県民一人当たりで換算すると年間13,739円で前年度の13,979円を下回っています。

## 4 県におけるごみ減量化の取組

廃棄物の排出抑制等を促進し、循環型社会を実現するため「愛知県廃棄物処理計画（平成24～28年度）」を策定し、ごみの総排出量等の目標を定めています。

現状では最終処分量以外は未達成であるため、目標達成に向けて、今後とも関係機関とともに「ごみゼロ社会推進あいち県民会議を活用した3Rの促進」や「市町村の取組を促進するための啓発、情報提供、技術的支援等」などの取組を進めていきます（表2）。

表2 愛知県廃棄物処理計画の進捗状況

項目	平成26年度 実績値	平成28年度 目標値
ごみの総排出量(千t)	2,551	2,541
処理しなければならないごみの一人一日当たり量(g/人・日)	760	720
リサイクル率(%)	22.3	25.9
最終処分量(千t)	213	230

また、私たち一人一人が、詰め替え商品の購入、マイバッグの利用、生ごみの水切り等、身近で簡単な行動をとることでごみの減量につながります。こうした皆さんの御協力でごみの減量は着実に進んでいきますので、引き続き御協力をお願いします。

本調査の詳細はWebページを御覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/ippai-jittaityousa-h26.html>)

資源循環推進課 一般廃棄物グループ  
電話 052-954-6234（ダイヤルイン）

## 流域モニタリング一斉調査を実施します

河川やため池など身近な水環境に興味を持っていただくため、県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の方々の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施することができますので、是非御参加ください。

### 1 調査の概要

流域モニタリング一斉調査は、「水のきれいさ」、「水の量」、「生態系」、「水辺のようす」の4つの視点から行います。

### 2 対象

どなたでも参加できます（小学生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください）。

### 3 調査場所

県内の身近な水辺（川やため池、湖、海辺など）

### 4 調査期間

6月5日（日）（環境の日）から9月末まで

### 5 申込方法

参加申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市町村の環境保全担当課まで提出してください。

※調査マニュアル及び参加申込書は次のWebサイトよりダウンロードしてください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/soshiki/mizu/h28monitoring.html>)

### 6 その他

個人で参加される方は、ボランティア活動保険に加入していただきます（保険加入費用は、水地盤環境課が負担します。）。

（水地盤環境課 調査・計画グループ  
電話 052-954-6221（ダイヤルイン））

## 平成28年度「あいち環境塾」の塾生を募集します

愛知県は、今年度も（公財）名古屋産業科学研究所と共同で、持続可能な社会づくりに向けた人材養成塾「あいち環境塾」を開講します。

講師には、エネルギー問題、資源循環、生物多様性など環境に関連する各分野の第一人者をお迎えします。

今年度は、日程及び受講料の見直しを行い、意欲ある方により参加していただきやすくなりました。

定員は20名です。皆さんの御応募をお待ちしています。

### 1 内容

講義、講師との意見交換、政策提言に向けたチームディスカッション等

### 2 開催日

6月18日（土）～11月12日（土）の内12日間

### 3 対象者

県内の企業、団体、大学、行政機関等に所属する

方など（概ね60歳くらいまでの方）

### 4 参加費

5万円

### 5 申込方法

5月18日（水）までに、下記Webサイトから直接お申込みいただくか、入塾申込書に記入の上、郵送、FAX又はEメールで、お申し込みください。

### 6 申込先・問合せ先

（公財）名古屋産業科学研究所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19

名古屋商工会議所ビル 8階

Webサイト：<http://www.nisri.jp/>

電話：052-223-6639

FAX:052-211-6224

Eメール：chc@nisri.jp

（資源循環推進課 循環グループ  
電話 052-954-6233（ダイヤルイン））

## 指定希少野生動植物種を2種追加しました

愛知県では、希少な野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものについては、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「指定希少野生動植物種」に指定し、生きている個体の捕獲や採取などを禁止し、その保護を図っています。

これまでにコノハズクを始め動物7種、植物6種の13種を指定していましたが、個体数の調査結果等を踏まえ、3月4日に新たに2種を追加しました。

### ○ 新たに追加した2種

- ・アカハライモリ渥美種族（両生類）  
生息地：知多半島の湧水地  
選定理由：個体数が著しく少ない 等
- ・ヤチヤナギ（維管束植物）  
生育地：田原市内の湧水湿地  
選定理由：個体数が著しく少ない 等

※ 2種の写真については、表紙を参照ください。

### ○ 指定希少野生動植物種 15種

鳥類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	アカハライモリ渥美種族、ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物 (7種)	キンセイラン、ヤチヤナギ、ハギクソウ、 ナガバナノイシモチソウ、 シロバナナガバナノイシモチソウ、 エンシュウツリフネ、ナガボナツハゼ

指定希少野生動植物種に指定されると以下の行為が、原則、禁止となりますので御注意ください。

- ・生きている個体の捕獲、殺傷、採取、損傷
  - ・違法に捕獲等された個体、その器官の譲渡し等
- （自然環境課 野生生物・鳥獣グループ  
電話 052-954-6230（ダイヤルイン））

## いらごさららパークの希少種エリアを一部供用開始しました

伊良湖休暇村公園（田原市中山町大松上1）内の「いらごさららパーク」において、「自然の再生」をテーマとした公園の再整備を進めています。いらごさららパークには、「水」「砂」「花」の3つの広場から成る「観光エリア」、希少な海浜性植物の展示・保全等を目的とした「希少種エリア」、NPO・学校・企業等の環境活動・環境学習に活用してもらう「環境活動エリア」の3つのエリアがあります。再整備は、平成25年度から平成29年度までの5か年事業であり、平成26年10月に観光エリアの一部を供用開始しましたが、平成28年4月に希少種エリアの一部も新たに供用開始しました。

観光エリアの花の広場には、地域在来種による植生回復を図るため、海浜性植物を植栽しています。

近隣の西の浜等から必要最小限の苗を採取し、圃場で育てたハマヒルガオやハマゴウなどを園地内に

再移植しており、元気に育っていることが確認できます。

また、希少種エリアには、平成27年度末に希少な海浜性植物であるハギクソウ（国及び県の絶滅危惧ⅠA類）及びハイネズ（県の絶滅危惧Ⅱ類）を移植しました。ハギクソウは当地域固有の希少な植物で、春に黄色い花を付け、冬には赤く紅葉する多年生草本です。是非御覧ください。



ハギクソウ

詳細は次のWebページを御覧ください。  
(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/irago/irago.html>)

（自然環境課 調整・施設・自然公園グループ  
電話 052-954-6227（ダイヤルイン））

## 光化学スモッグ発令情報メール配信サービスを開始しました

目や喉に刺激を与える光化学スモッグは、日差しが強くて、気温が高く、風が弱い日に発生しやすくなります。

愛知県では、光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、事前に登録していただいた県民の皆さんに、その情報(発令日時・発令情報及び解除情報)をメール配信するサービスを毎年行っています。このサービスを是非御活用いただき、発令情報が出されたときには、不要不急の外出を控えるなどの対応をお願いします。

(配信期間：平成 28 年 4 月 1 日～10 月 31 日)



光化学スモッグ発生のメカニズム

### ■■ メール配信サービスの登録方法 ■■

#### ○ パソコン又はスマートフォンからの登録

- (1) 「あいちの環境」 Web ページにアクセス

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)

- (2) 環境に関するイベント情報のバナー「光化学スモッグに関する情報」をクリック

- (3) 「メール配信サービス」をクリック

- (4) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

#### ○ 携帯電話からの登録

- (1) 「モバイルネットあいち」にアクセス

(<http://www.pref.aichi.jp/mobile/>)

- (2) 「節水・光化学スモッグ・PM2.5」を選択

- (3) 「光化学スモッグ情報・PM2.5」を選択

- (4) 「光化学スモッグ発令メール配信登録・解除」を選択

- (5) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

#### 【参考】 PM2.5 注意喚起情報等メール配信サービス

また、県では、微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度になった際の注意喚起を発令した情報を、事前に登録していただいた県民の皆さんにメール配信するサービスを行っています。こちらについても是非御活用ください。

(配信期間：平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日)

詳細は Web ページを御覧ください。

([http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25\\_hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html](http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25_hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html))

〔 大気環境課 調査・監視グループ  
電話 052-954-6216 (ダイヤルイン) 〕

愛知県環境情報紙「環境かわら版」  
平成 28 年 4 月 1 日発行(第 239 号)  
編集・発行 愛知県環境調査センター  
企画情報部  
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流 7-6  
電話 052-910-5489(ダイヤルイン)

#### 編集後記

春が訪れました。新たな環境となり、不慣れなことも多々あると思いますが、自らの新たな目標を立て、よりよい一年を過ごしていきましょう。

さて、環境かわら版は、今年度で創刊 20 周年を迎えます。今後も最新の環境情報・イベント等を皆さんにわかりやすくお届けできるよう、より一層努めていきますので、どうぞよろしくお願い致します。

※ この環境かわら版は、環境部 Web ページ「あいちの環境」<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。